

議案第 29 号

令和 4 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,982,095 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 4 年 2 月 14 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		15,917,438 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	15,917,438
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 繰入金		2,967,961
	1 一般会計繰入金	2,967,961
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		96,693
	1 延滞金・加算金及び 過料	3,183
	2 償還金及び還付加算 金	37,528
	3 雑収入	55,982
歳入	合計	18,982,095

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		763,431 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	694,415
	2 徴 収 費	69,016
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		18,171,134
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	18,171,134
3 諸 支 出 金		37,530
	1 償還金及び還付加算 金	37,530
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	18,982,095

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム及び後期高齢者システム開発・運用等委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 919,854